指定外来動植物による鹿児島の生態系に係る被害の防止に関する条例に基づく

## 「指定外来動植物」に 6 種 が追加されました！！

貴重な動植物が多く存在するかごしまの豊かな自然環境について，近年，外来動植物による生態系へ の影響が危惧されています。今回，県条例に基づく「指定外来動植物」として，新たに6種が追加され ました。令和 3 年 2 月 1 日から施行されますので， 3 つの規制内容を遵守し，適切な飼養等に努めま しょう！

※ 今回指定された上記 6 種は，県内のすべての地域のおいて，取扱いが規制されます。
※ 指定外来動植物は，上記 6 種を含め，現在 20 種が指定されています。

## 規制の内容

## その1．放出等の禁止

指定外来動植物は，規制地域内において，施設外で放出等（放出•植栽・は種）をしてはなりません。

## その2．指定外来動植物の取扱い

指定外来動植物の飼養等（飼養•栽培•保管•運搬）をする場合は，逸走•逸出しないよう適切な施設（適合飼養等施設）に収容しなければなりません。

## その3．販売に当たつての説明

指定外来動植物の販売をする場合は，購入者に対し，指定外来動植物であること及び飼養等に関 する義務などの説明を行わなければなりません。
※「指定外来動植物」の取扱い等に関するお問い合わせは，県庁自然保護課までお電話 いただくか，県のホームページをご覧ください。

条例の規定に違反する行為が確認された場合，行為 の中止や必要な是正措置などの勧告，公表の対象と なる場合があります。

鹿児島県環境林務部自然保護課 7099－286－2616


